

中国 中国厳格制限有毒化学品リスト（2023）の公告

中国生態環境部（MEE）より「中国厳格制限有毒化学品リスト（2023年）」が2023年10月18日付で公布されました。同日に施行され、同リストの2020年版は廃止されました。

●概要

2022年に公表された中国新汚染物質管理行動計画に基づき、国際条約（ストックホルム条約、水俣条約、ロッテルダム条約等）を考慮し、リストが更新されました。収載物質の輸出入が厳しく管理されます。

●リスト収載物質

- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩および関連化合物（PFOS類）
- ・水銀
- ・テトラメチル鉛
- ・テトラエチル鉛
- ・ポリ塩化ターフェニル（PCT）
- ・トリブチルスズ化合物（7物質）
- ・短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（6物質）
- ・デカブロモジフェニルエーテル ←追加
- ・ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩および関連化合物（PFOA類） ←追加

※上記物質それぞれに使用許可用途および期限が設けられています。

なお、2020年版のリストに含まれていた“ヘキサブロモシクロドデカン”は削除されました。

●対応

収載されている有害化学品を、中国へ輸入または中国から輸出する場合、以下の対応が必要となります。

- ・生態環境部に「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」を提出し申請
- ・「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理通知書」を取得後、税関に輸出入手続きを申請

※申請は中国輸出入企業の義務になります。収載物質の含有製品を中国へ輸出される場合には、輸入者へ情報伝達が必要です。

その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

参考：

中国生態環境部 | 中国 厳格制限有毒化学品名録

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202310/t20231019_1043580.html

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>